

コホート研究用アンケート調査票システムアンケート追加開発・ 改修業務等委託 仕様書

1 総則

本仕様書は、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学が発注する「コホート研究用アンケート調査票システムアンケート項目追加開発・改修業務等委託」に適用する。

2 業務名 コホート研究用アンケート調査票システムアンケート項目追加開発・改修業務等委託

3 業務の趣旨

本学では神奈川県みらい未病コホート研究の研究協力者に対する生活習慣等の調査を目的としたアンケートを実施するためのアプリケーションを開発したが、当該アプリケーションにアンケート項目を追加するための追加開発を実施すること。

4 業務期間 契約締結日から令和7年3月14日まで

5 業務の要件

(1) システム要件

ア 管理画面

- ・ 対応OS : Windows10、Mac OS
- ・ 対応ブラウザ : Google Chrome

イ フロントエンド

- ・ 対応デバイスの種類 : PC、スマートフォン、タブレット
- ・ 対応OS : Windows10、Mac OS、iOS11以降、AndroidOS6以降
- ・ 対応ブラウザ : Google Chrome、Safari

(2) 前提条件

- ・ 既存アプリケーションを今後改めて活用するためのミドルウェアのバージョンアップ対応をすること。
- ・ 既存アプリケーションに生活習慣調査票の質問項目を追加すること。
- ・ 調査票に追加する項目は以下の85問とする。
 - 「XVI 新型コロナウイルス感染症関連 41問」
 - 「XVII お口の健康について 17問」
 - 「XVIII インターネットについて 24問」
 - 「XIX 幼少期の環境について 3問」
- ・ 画面構成やデザインは既存の調査票を踏襲すること。
- ・ 画面遷移、回答形式やエラーチェック方法は既存の調査票を踏襲すること。
- ・ 調査票の管理方法は既存の調査票と同様とし、管理画面から任意のタイミングで公開

すること。

- ・ 経過観察実施の際、既に登録されている質問票での再調査ができる仕組とすること。
- ・ ドキュメントはすべて既存のアプリケーションのフォーマットで作成すること。
- ・ サーバ等のインフラ費用は積算に含めないこと。
- ・ 運用・保守費用は積算に含めないこと。
- ・ 画面上に必要な文言や画像素材（ロゴ等）は発注者で準備すること。

6 工程表

受注者は、契約締結後直ちに本仕様書に基づき、発注者と協議の上、工程表を作成して発注者に提出しなければならない。発注者は、受注者から仕様書と工程表の提出があった場合は遅滞なくこれを審査し、不相当と認めたときは受注者と再度協議するものとする。

7 成果物

- (1) 要件定義書
- (2) 設計書
- (3) テスト結果報告書
- (4) プログラム一式

8 守秘義務

- (1) 受注者は、本業務により知り得た情報については、個人情報であるか否かにかかわらず、業務の実施に必要な範囲内においてのみ利用するものとし、情報漏えい防止のため、取扱いに十分留意するとともに、いかなる場合も第三者に漏らしてはならない。これは契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 受注者は、業務上取り扱うデータについては、本業務に必要な範囲内においてのみ利用するものとし、いかなる場合にもこれを目的以外に使用してはならず、または所定の場所以外に出してはならない。

9 個人情報の保護

受注者は、本業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、神奈川県個人情報保護条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、別紙「契約書」及び「特記事項」に掲げる事項を遵守しなければならない。

10 再委託の制限

- (1) 受注者は、業務の全部若しくは重要な部分を一括して第三者に再委託してはならない。
- (2) 受注者が業務の一部を第三者に再委託するときは、次の項目（ただし、個人情報の処理を再委託する場合は、契約書別紙「特記事項」第 7 条第 2 項で規定する項目）を記載した書面を予め発注者に通知し、承認を得るものとする。

ア 再委託を行う理由

イ 再委託先に対する業務管理方法

- ウ 再委託する業務の内容
 - エ 再委託する業務に含まれる情報の種類
 - オ 再委託先の情報セキュリティ管理体制
 - カ 再委託先が本仕様書を遵守する旨の確認
- (3) 再委託するときは、受注者は、再委託先及びその被用者の行為について、発注者に対して一切の責めを負うものとする。

11 著作権等

- (1) 成果物（ソースプログラムを含む。）の所有権は、発注者が保有する。
- (2) 成果物のうち、開発文書に関する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、原則発注者が保有するが、詳細については発注者と受注者との協議の上決定する。
- (3) 開発文書を除く成果物について、発注者は著作権を保有しないが、本システムを自己使用の範囲内で自由に使用できることとする（運用開始後に改修を行ったものも含む。）。受注者は、このため、著作権を全て保有するか、または一部について第三者が著作権を保有する場合は使用許諾を得るなどの、必要な措置を講ずること。

12 その他

- (1) リスクに対する相互認識
- 納入前に成果物の滅失・毀損が生じた場合には、発注者の責めに帰すべき場合を除き、その滅失・毀損は受注者の負担とする。
- 納入後に成果物の滅失・毀損が生じた場合には、受注者の責めに帰すべき場合を除き、その滅失・毀損は発注者の負担とする。
- (2) 善管注意義務
- 受注者は機器等の使用に際して善良な管理者の注意をもって業務の実施にあたり、ともに、情報セキュリティ対策について細心の注意を払うものとする。
- (3) その他
- この仕様書に記載されたもののほか、疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議の上決定するものとする。

(以上)